

地方公共団体さまへの 賠償に関するご案内について

平成 25 年 7 月 31 日
東京電力株式会社

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」といいます）により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、弊社事故によりご被害を受けられた皆さまへの賠償金のお支払いに取り組んでいるところでございます。

地方公共団体さまへの賠償につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補」を踏まえ、賠償の取り組みを鋭意進めているところでございます。

このたび、平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間に被られた弊社事故によるご損害に係る賠償金のお支払い対象となる賠償項目につきまして、下記のとおりご案内させていただきます。

記

水道・工業水道事業に係る検査費用、追加的費用（平成 24 年度分）について、平成 25 年 8 月中旬を目処に賠償金のご請求受付を開始させていただきます。

なお、詳細につきましては、別紙ならびに後日お配りさせていただく予定の賠償金ご請求書等をご参照ください。

以 上

「水道・工業用水道事業に係る追加的費用」賠償金ご請求の受付概要

① 対象となる方

下記の水道事業または工業用水道事業を行う事業者さまが対象となります。

- 特措法（※1）・政府指示等（※2）の対象事業者さまで、特措法・政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた事業者さま
- 特措法・政府指示等の対象事業者さまで、取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた事業者さま

※1 特措法の対象区域は、下記の都県となります。

宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県

※2 政府指示等の対象区域は、下記の都県となります。

- ・水道水のモニタリングに係る政府指示等

宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県

- ・副次産物の取扱いに係る政府指示等

宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

② 賠償項目

特措法・政府指示等または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた下記の費用項目のうち、必要かつ合理的な範囲（※3）が賠償対象となります。

賠償項目	費用項目	具体的内容
検査費用 （※4）	検査委託費	検査機関への検査委託費
	自ら購入した消耗品費等（※5）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検体採取容器、検体収納容器の購入費 ・ 検体配送費
	検査機器の購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンチレーション式サーベイメーター、個人線量計の購入費
副次産物（※6）の保管・処分に係る追加的費用（※7）	委託費（契約変更・取引先変更）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染発生土等の封入、集積作業の委託費 ・ 汚染発生土等の運搬作業の委託費
	委託費（新規契約）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染発生土等の維持管理の委託費 ・ 汚染発生土等のリサイクル・処分にともなう委託費 ・ 保管場所の設営作業の委託費 ・ 処分工程の変更作業の委託費

賠償項目	費用項目	具体的内容
(前頁の続き)	物品消耗品費等 (※5)	<ul style="list-style-type: none"> ・フレキシブルコンテナバッグ、放射線遮蔽材、遮水シートの購入費 ・車両、重機の燃料費・レンタル費 ・仮囲い、土のうの設置費 ・仮設テントのレンタル費 ・電離放射線障害防止規則を遵守するための防護服、防塵マスク等の購入費

※3 放射性物質に係る一般的な認識等の社会的な状況、特措法・政府指示等による事業活動に関する制限等や関連するガイドライン等の内容および取引先からの要請内容等を踏まえ、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

※4 原水、浄水、発生土等、排水、施設の敷地境界の空間線量の放射線測定に係る費用が対象となります。なお、水道水のモニタリングに係る政府指示（別添「今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について」（平成23年6月30日））等の内容を踏まえ、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

※5 追加的にご負担された職員対応費も必要かつ合理的な範囲が対象となります。

※6 法令・政府指示等を超える放射性物質が検出された場合に対象となります。

※7 平成24年1月1日の特措法施行以前において政府指示等の対象であった事業者さまのうち、特措法の対象とならなかった事業者さまの保管に係る追加的費用につきましては、特措法施行前に生じた副次産物が対象となります。なお、特措法の改正により要件の見直しに該当する事業者さまの保管・処分に係る費用につきましては、必要かつ合理的な範囲を確認させていただきます。

上記以外についても弊社事故と相当因果関係が認められる場合につきましては、必要かつ合理的な範囲で賠償させていただきます。

③ ご請求対象期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に被られた弊社事故によるご損害を対象とさせていただきます。

・平成25年4月以降に生じた費用につきましては、改めてご案内させていただきます。

④ ご請求受付開始時期

平成25年8月中旬を目処に受付を開始することを予定しております。

⑤ 弊社所定の賠償金ご請求書等について

弊社所定の賠償金ご請求書につきましては、平成25年8月上旬を目処に配付を開始させていただく予定です。ご請求受付に関してご不明な点がございましたら「福島原子力補償相談室（コールセンター）[0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

以上